

裏面白紙

引揚援護院

◎ 厚生省告示第^{六十五}號
昭和二十一年三月三十一日
厚生省告示第三十四號（地方引揚援護局の名稱及び位置の件）中次のやうに改め、昭和二十一年十月一日から、これを適用する。

昭和二十一年九月一日

厚生大臣 河合良成

「下關引揚援護局 山口縣下關市、田邊引揚援護局 和歌山縣田邊市、唐津引揚援護局 佐賀縣唐津市」を削り「名古屋引揚援護局 愛知縣名古屋市」の次に
「仙崎引揚援護局 山口縣大津郡仙崎町」を加へる。

本
通
の
通
生
告
示
下
方
手
続
取
進
め
反
い
か
本
件
は
既
に
別
途
伺
増
の
も
と
と
す

事務官

恩書係

人事係

七
七
長



参考

◎ 厚生省告示第 三十一号 號

昭和二十一年三月三十一日 厚生省告示第三十五號（地方引揚援護局の出張所の名稱及び位置の件）中「下關引揚援護局↑仙崎出張所 山口縣大津郡仙崎町、博多引揚援護局↑戸畑出張所 福岡縣戸畑市」を削り昭和二十一年十月一日から、これを適用する。

昭和二十一年九月一日

厚生大臣 齊藤 隆夫
引揚援護院長官 齊藤 隆夫

引揚援護院

裏面白紙

引揚後護院發底第八三九號

昭和二十一年九月二十三日

引揚後護院後護局長

厚生大臣官房秘書課長 殿

地方引揚後護局の設置並に廃止に関する件

標記の件に關し厚生省告示五別紙の通り改めら
るるやう取り扱ふべく取計はす。

裏面白紙